

## 横浜市技能文化会館の指定管理者の公募について

横浜市技能文化会館について、本年度で現指定期間が満了することに伴い、令和3年度から令和7年度の指定管理者を公募します。

※【重要】横浜市内における新型コロナウイルス感染症等の状況により、予定どおりには実施されない場合があります。

### 1 施設概要

- (1) 名称：横浜市技能文化会館
- (2) 所在地：横浜市中区万代町2丁目4番地7
- (3) 開館年月：昭和61年4月
- (4) 建物概要：地下1階地上8階 延床面積 6,211.94 m<sup>2</sup>
- (5) 主な施設：技能文化実演体験展示室、多目的ホール、研修室、相談コーナー・情報コーナー

### 2 技能文化会館の主な役割

- (1) 技能職の振興  
技能職の振興に関する事業の実施、技能職者・団体の活動支援や交流促進等
- (2) 雇用による就業の機会の確保  
就業や労働に関する相談対応や情報提供等
- (3) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上  
多目的ホールや研修室などの会館施設の貸付等

### 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 横浜市技能文化会館条例第2条に規定する事業の実施に関すること（※）
- (2) 施設の利用の許可等に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務

※横浜市技能文化会館条例（抜粋）

第2条 技能文化会館は、次の事業を行う。

- (1) 技能職の振興に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 技能文化に関する情報等の収集及び提供に関すること。
- (3) 雇用の促進、就業の機会の確保その他の事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 雇用及び就業に関する相談に関すること。
- (5) 雇用及び就業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るための事業の企画及び実施に関すること。
- (7) 前各号の事業のための施設及び設備の提供に関すること。
- (8) その他技能文化会館の設置の目的を達成するために必要な事業

## 4 選定評価委員会について

- (1) 名称 横浜市技能文化会館指定管理者選定評価委員会
- (2) 役割 選定手続の細目や選定基準、公募要項の内容、選定候補者の選定等について調査審議し、市長に意見を述べます。
- (3) 選定評価委員 構成人数 5名 ◎委員長 (五十音順 敬称略)

| 氏名      | 役職等                    |
|---------|------------------------|
| 及川 伊東志  | 神奈川県和服裁縫協同組合 理事長       |
| 蟹澤 宏剛   | 芝浦工業大学建築学部建築学科 教授      |
| 河野 奈月   | 明治学院大学法学部 准教授          |
| 酒井 和美   | 酒井コンサルタント事務所 (中小企業診断士) |
| ◎ 中條 祐介 | 横浜市立大学 理事 副学長          |

- (4) 審査項目
- ア 団体の状況
  - イ 事業の企画・実施
  - ウ 施設の運営に関する業務
  - エ 施設の管理に関する業務
  - オ 収支計画等及び指定管理料
  - カ 市内中小企業等であるか

## 5 スケジュール

|     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 7月  | ・7/6 : 公募要項等の配布 (公募の開始) ※1  |
|     | ・7/8~7/10 : 現地見学会及び応募説明会 ※2 |
|     | ・7/13~7/17 : 公募要項等に関する質問受付  |
|     | ・7/28(予定) : 公募要項等に関する質問への回答 |
| 8月  | ・8/3~8/5 : 応募書類の受付          |
| 9月  | ・中旬(予定) : 選定評価委員会 (面接審査等)   |
|     | ・下旬(予定) : 選定結果の通知・公表        |
| 12月 | ・第4回市会定例会に提案                |
|     | ・指定管理者の指定                   |

※1 公募要項等の配布 7月6日(月)～ 横浜市経済局雇用労働課  
公募要項は横浜市のホームページからもダウンロードができます。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei4.html>

※2 現地見学会及び応募説明会 新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、個別に対応します。  
参加をご希望される方は、事前に雇用労働課にお申し込みください。  
参加申込書は横浜市のホームページからダウンロードができます。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei4.html>

|                                   |
|-----------------------------------|
| お問合せ先                             |
| 経済局雇用労働課長 卯都木 優子 Tel 045-671-2303 |